

令和6年

経営規模等評価等申請の手引き

R6.5改訂版

石川県土木部

目 次

I 経営事項審査申請

第1	経営事項審査制度について	1
第2	審査基準日等	2
1	審査基準日	2
2	審査項目	2
3	総合評定値の通知	2
4	手数料	3
第3	審査申請手続等	4
1	申請手続の流れ	4
2	審査時期	4
3	提出・提示書類	5
4	申請書類の入手方法	9
5	記入上の注意点	9
第4	申請書等の記入例及び記載要領	12
1	経営規模等評価等申請書	12
2	工事種類別完成工事高	17
3	技術職員名簿	27
	建設業法で規定する技術職員（指定学科、技術職員資格区分コード表）	29
	専任技術者要件の緩和に係る加対象技術者の拡大	30
	指定学科	31
	業種別技術職員コード表	32
4	その他の審査項目（社会性等）	35
5	CPD単位を取得した技術者名簿	39
	告示別表第18	40
6	技能者名簿	41
7	公認会計士等名簿	42
8	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び 情報共有に関する同意書	43
第5	特殊な経営事項審査について	45
第6	審査結果の公表	47

第7	再審査の申立	47
第8	結果等通知後の再申請	47
第9	虚偽申請者の罰則及び行政処分	48
第10	経営事項審査結果（経営規模等結果通知書）証明について	49
第11	経営事項審査の郵送受付について	50

II 参考

1	市町村コード一覧表	56
2	登録経営状況分析機関一覧	57
3	直近の主な改正事項について	58

R5.9改訂版からの変更点

- P48に「虚偽申請者の罰則及び行政処分」についての説明を加えました。
- その他、軽微な不備訂正

第1 経営事項審査制度について

国、地方公共団体、公共法人及び特殊法人等で国土交通省令で定めるもの（NTT、JR、JT等）が発注者である施設又は工作物に関する建設工事で、請負代金の額が軽微な金額である建設工事等を除き、発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。（建設業法第27条の23第1項）

この、公共工事の発注者と請負契約を締結できるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の決算日（審査基準日）から1年7か月の間に限られます。

したがって、競争入札参加資格の有効期間にかかわらず、毎年、公共工事を発注者から直接請け負おうとする者は「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう毎年、申請書類の提出時期を遵守する必要があります。

図-1

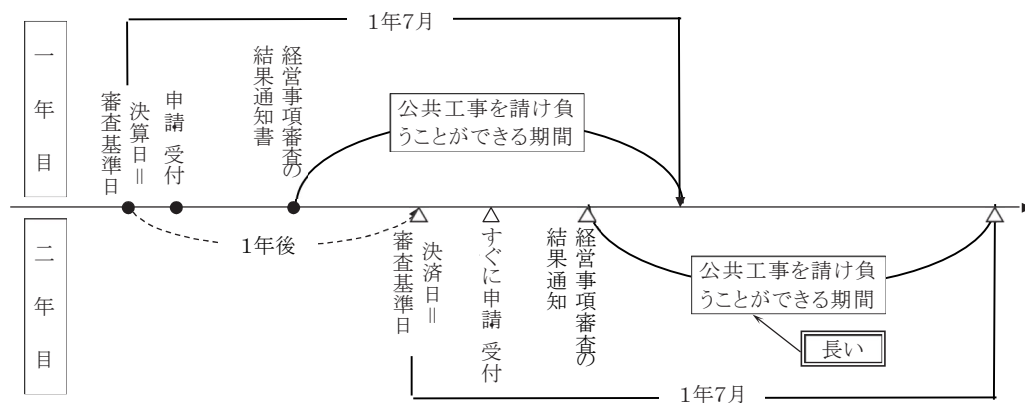


図-2

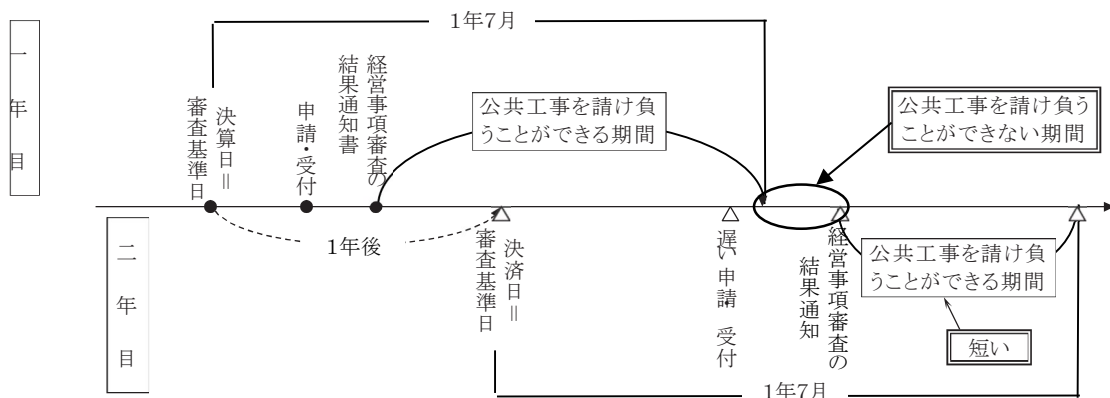


図-2は、2年目の申請時期が遅れたために、公共工事を請け負うことができる期間が短くなり、しかも“公共工事を請け負うことができる期間”が継続せず、公共工事を請け負うことができない期間ができてしまった例です。

第2 審査基準日等

1 審査基準日

審査の基準日は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間の営業年度の終了日（決算日）です。

ただし、新規設立業者（個人から法人成りした業者を含む）で当該対象期間に決算日を有しない者の審査基準日は、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては設立の日とします。

2 審査項目

審査項目は、次のように定められており、県及び登録機関は、審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれの評点を算定し、通知します。

(県が行う審査)

区 分		審 査 項 目	記 号
経営規模 等評価	経営規模	① 工事種別年間平均完成工事高	X ₁
		② 自己資本額	X ₂
		③ 利益額	
	技術力	① 建設業の種別技術職員数 ② 元請完成工事高	Z
	その他の 審査事項	① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ② 建設業の営業年数 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理の状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	W

(登録機関が行う審査)

経営状況分析	① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率	⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー ⑧ 利益剰余金	Y
--------	--	--	---

3 総合評定値の通知

県は、申請者から請求があれば、経営規模等評価及び経営状況分析の結果に基づき、次の算式により建設工事の種類ごとに総合評定値（P）を算定し、通知します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

4 手数料

手数料の額及び納付方法は以下のとおりです。

区 分	石川県知事に納付する手数料	登録経営状況分析機関に納付する手数料
手 数 料 の 額	経営規模等評価手数料 8,100円+申請1業種につき2,300円を加算した額 総合評定値通知手数料 400円+申請1業種につき200円を加算した額 *合計額は従来と変更ありません	各登録機関が定める額及び方法によることとなりますので、申請先の登録機関にお問い合わせ下さい。 <u>登録機関については、57ページ参照。</u>
納 付 方 法	紙申請：石川県証紙 電子申請：Pay-easy	

県証紙の納付額 (早見表)

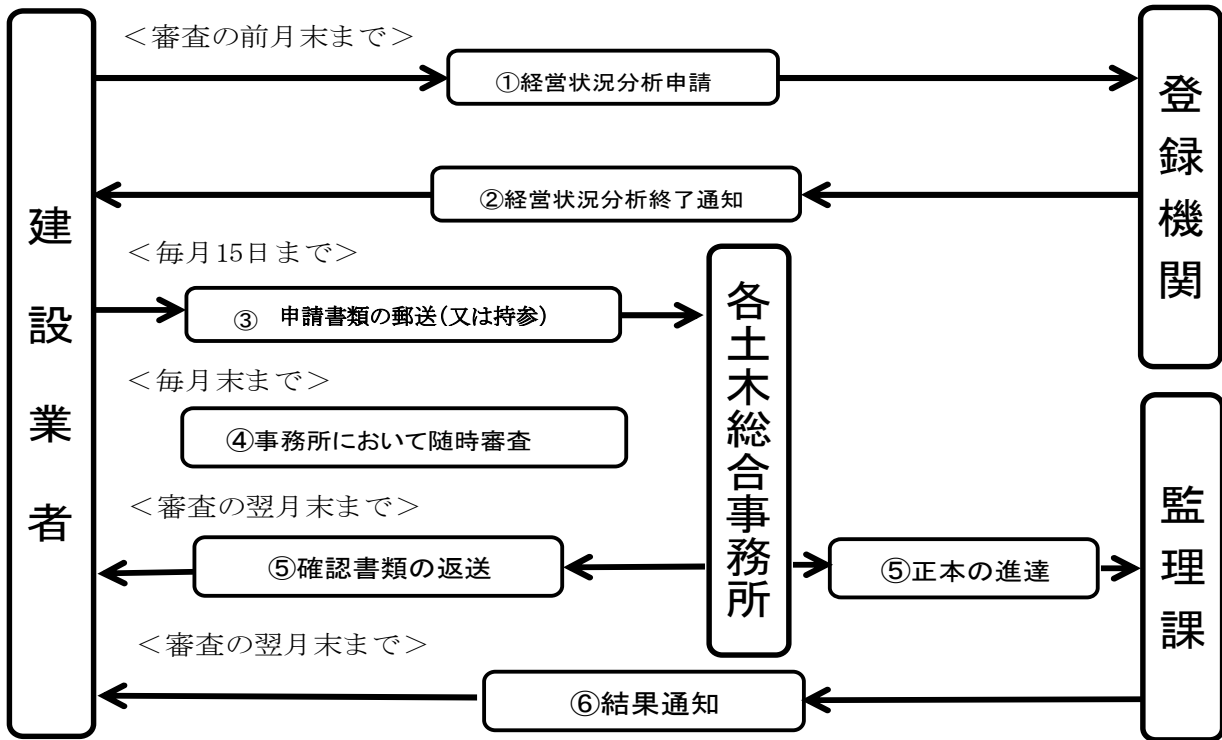
申請等 業種数	納 付 額		申請等 業種数	納 付 額			
	業種	円		内 訳		業種	円
1			11,000	経営規模等評価 10,400 +	総合評定値通知 600		
2	13,500	12,700 +	800	16	48,500	44,900 +	3,600
3	16,000	15,000 +	1,000	17	51,000	47,200 +	3,800
4	18,500	17,300 +	1,200	18	53,500	49,500 +	4,000
5	21,000	19,600 +	1,400	19	56,000	51,800 +	4,200
6	23,500	21,900 +	1,600	20	58,500	54,100 +	4,400
7	26,000	24,200 +	1,800	21	61,000	56,400 +	4,600
8	28,500	26,500 +	2,000	22	63,500	58,700 +	4,800
9	31,000	28,800 +	2,200	23	66,000	61,000 +	5,000
10	33,500	31,100 +	2,400	24	68,500	63,300 +	5,200
11	36,000	33,400 +	2,600	25	71,000	65,600 +	5,400
12	38,500	35,700 +	2,800	26	73,500	67,900 +	5,600
13	41,000	38,000 +	3,000	27	76,000	70,200 +	5,800
14	43,500	40,300 +	3,200	28	78,500	72,500 +	6,000

* 経営規模等の評価及び総合評定値の通知の両方を受けようとする場合は、納付額の合計に係る手数料を納付することとし、それぞれに係る納付額を別々に納付する必要はありません。

経営規模等の評価又は総合評定値の通知のみを受けようとする場合は、それぞれに係る納付額のみを納付することとなります。県証紙は専用の台紙に貼付することになります。用紙は各受付場所及び監理課ホームページに掲載しています。

第3 審査申請手続等

1 申請手続の流れ



* 総合評定値の請求は申請者の任意であり、請求しない場合は当該手数料の納付は不要です。請求する場合は経営状況分析終了通知書(原本)の提出が必要となります。また、審査日当日までに、「経営状況分析結果通知書」が手元に届くように、手続を進めて下さい。

2 審査時期

審査基準日(決算日)	受付締切日
令和5年10月1日～令和5年10月31日	令和6年4月15日
令和5年11月1日～令和5年11月30日	令和6年5月15日
令和5年12月1日～令和5年12月31日	令和6年6月15日
令和6年1月1日～令和6年2月28日	令和6年7月15日
令和6年3月1日～令和6年3月31日	令和6年8月15日
令和6年4月1日～令和6年4月30日	令和6年9月15日
令和6年5月1日～令和6年6月30日	令和6年10月15日
令和6年7月1日～令和6年8月31日	令和6年11月15日
令和6年9月1日～令和6年9月30日	令和6年12月15日

※上表の締切日以内に申請することが困難な場合は、随時に申請することができます。

3 提出・確認書類

下表の提出書類1～8を順に揃えたもの（クリップ留め）を3部と①～④を各1部提出してください。
また、下表の確認書類も必ず提出して下さい。確認書類はすべて写で可

提出書類		確認書類
1	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書	<input type="checkbox"/> 許可申請書の副本 <input type="checkbox"/> 直前の営業年度終了の変更届出書の副本（※経審を継続していない場合：工事種別完成工事高2年平均であれば2年分、3年平均であれば3年分が必要） <input type="checkbox"/> 前回の経営事項審査申請書（添付書類を含む）の副本 <input type="checkbox"/> 【法人】法人税の確定申告書別表一（一）及びその附属明細書別表四（所得の金額の計算に関する明細書） <input type="checkbox"/> 【個人】青色申告決算書、白色申告収支内訳書 <input type="checkbox"/> 減価償却費の実施額がわかる明細書（2年分） <input type="checkbox"/> 【法人】法人税の確定申告書別表十六（一）及び（二）など <input type="checkbox"/> 【個人】所得税の青色申告決算書又は白色申告収支内訳書 など
2	工事種別完成工事高 工事種別元受完成工事高 (別紙1)	<input type="checkbox"/> 契約書等工事施工を証する書面* * 建設工事の請負契約については、契約を書面で締結することが義務付けられており（建設業法第19条）、原則として、建設業工事の種類毎に請負代金の大きい工事上位3件についての契約書（又は、注文書・請書）を提示してください。 （請求書のみ提示では認められません。請求書が提示された場合には、当該請求に対する入金等、確認が必要と認められる事項について書面を追加提示いただき、その上で個別に判断することになります。） <input type="checkbox"/> 専門工種概要調書（該当する場合） <input type="checkbox"/> 消費税確定申告書及び消費税納税証明書（様式その1）（免税業者は不要）※消費税納税証明書は納税額の入ったもの
3 その他の審査項目（社会性等） (別紙三)	雇用保険加入	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（公共職業安定所交付）及び資格喪失通知書
	健康保険及び厚生年金保険加入	<input type="checkbox"/> 被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書又は被保険者標準報酬決定通知書（社会保険事務所交付）
	退職一時金制度 もしくは 企業年金制度導入	<input type="checkbox"/> 勤労者退職金共済機構若しくは特定退職金共済団体の発行する加入証明書、共済契約書又は退職手当の決定、計算及び支払方法等について定めのある労働協約若しくは就業規則 <input type="checkbox"/> 厚生年金基金の発行する加入証明書、適格退職年金契約書又は確定拠出年金運営管理機関、企業年金基金若しくは資産管理運用機関の発行する加入証明書

提出書類	確認書類
3 その他の審査項目 (社会性等) (別紙三) つづき 法定外労働災害補償制度加入	<input type="checkbox"/> (公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の発行する加入証明書又は保険会社の保険証書 [補足] 次のすべてに該当する必要があります。証書等の書類で確認できるようにしてください。 ① 業務災害と通勤災害のいずれもが対象であること。 ② 職員および下請負人のすべてが対象であること。 ③ 死亡および障害等級第1級から第7級までが対象であること。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	<input type="checkbox"/> 各認定を取得していることを証する書面(基準適合一般事業主認定通知書等)
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	<input type="checkbox"/> 「民間工事を含むすべての建設工事」又は「すべての公共工事」で必要な措置を実施したことを誓約する書面 ※評価対象となる「民間工事を含むすべての建設工事」及び「すべての公共工事」については、建設業許可を要しない軽微な工事、災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策は対象としていないこと。
建設業の経理の状況	<input type="checkbox"/> 建設業経理事務士検定試験合格証書(登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者) <input type="checkbox"/> 登録経理講習の修了証(登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者) 公認会計士等の登録証明書
研究開発の状況	<input type="checkbox"/> 変更届出書(事業年度終了報告書)の副本
建設機械の保有状況(機械1台毎にまとめて提示すること)	<input type="checkbox"/> 建設機械の売買契約書又はリース契約書(リース契約期間が審査基準日から1年7ヶ月以上のものに限る) ※メーカー・型式・製造番号等が記載されていること <input type="checkbox"/> 建設機械に係る特定自主検査記録表(検査年月日が審査基準日から起算して直前1年以内のもの)若しくは移動式クレーン検査証、自動車検査証
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	<input type="checkbox"/> ISO9001及びISO14001が登録されていることを証明する書面(営業所毎に登録を受けた場合は、建設業の営業所全てに必要) <input type="checkbox"/> エコアクション21により認証されていることを証する書面

提出書類	確認書類
<p>4 技術職員名簿 (別紙二)</p>	<p>【審査基準日前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を確認する書類】 次のいずれかひとつ(③は健康保険、雇用保険適用除外等の場合に限る)</p> <p>① 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証 ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(申請事業所において健康保険に加入していない者) ③ 賃金台帳(審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分)</p> <p>【常時雇用の確認書類】 次のいずれかひとつ(③は①、②の適用が無い場合に限る)</p> <p>① 健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書 ② 住民税特別徴収税額通知書 ③ 賃金台帳(審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分)</p> <p>【資格の確認書類】</p> <p><input type="checkbox"/> 資格免許証等(新規取得分については写の提出、又は監理技術者資格者証)※ <input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証(又は監理技術者資格者証裏面記載の監理技術者講習修了履歴) <input type="checkbox"/> 登録基幹技能者講習修了証(新規掲載者は写の提出)※ <input type="checkbox"/> 実務経験証明書(該当者のみ)(新規掲載者は写の提出)※ <input type="checkbox"/> 能力評価(レベル判定)結果通知書(建設キャリアアップシステムにおける能力評価制度により評価を受ける場合)</p> <p>【CPD単位取得数の確認書類】</p> <p><input type="checkbox"/> 基準日以前1年間に取得したCPD単位数を証する書類</p> <p>【高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用適用者を確認する書面】</p> <p><input type="checkbox"/> 継続雇用について定めた労働基準監督署長の受付印のある就業規則又は労働協約(該当する職員を計上している場合のみ)</p> <p>※過去の経営事項審査において提出しておりかつ、当該資格免許証等に有効期限の定めがない場合は、変更がない限りにおいて、次回以降の提示は不要</p>
<p>5 公認会計士等名簿</p>	<p>【常時雇用の確認書類】 次のいずれかひとつ(③は①、②の適用が無い場合に限る)</p> <p>① 健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書 ② 住民税特別徴収税額通知書 ③ 賃金台帳(審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分)</p>
<p>6 CPD単位を取得した技術者名簿</p>	<p>【基準日以前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を確認する書類】 次のいずれかひとつ(③は健康保険、雇用保険適用除外等の場合に限る)</p> <p>① 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証 ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知証(申請事業所において健康保険に加入していない者) ③ 賃金台帳(審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分)</p>

提出書類	確認書類
7 技能者名簿	<p>【常時雇用の確認書類】</p> <p>次のいずれかひとつ（③は①、②の適用がない場合に限る）</p> <p>①健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書</p> <p>②住民税特別徴収税額通知書</p> <p>③賃金台帳（審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分）</p> <p>【CPD単位取得数の確認書類（技術者の場合）】</p> <p><input type="checkbox"/> 基準日以前1年間に取得したCPD単位数を証する書類</p> <p>【能力評価基準により受けた評価を証する書類（技能者の場合）】</p> <p><input type="checkbox"/> 基準日以前3年間に能力評価基準によりレベル2以上の評価を受けたことを証する書類</p> <p><input type="checkbox"/> 控除対象者数については、基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けたことを証する書類</p> <p>【審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事していたことの確認書類（技術者の場合）】</p> <p><input type="checkbox"/> 審査基準日において稼働しており、施工体制台帳の作成義務がある工事にかかる作業員名簿</p>
8	経営状況分析結果通知書（正本には原本、副本・写本にはコピーを添付する）

提出書類	<p>①工事経歴書</p> <p>②[該当する場合]建設業退職金共催事業加入・履行証明書</p> <p>③[該当する場合]防災協定証明書（証明書の発行日は、審査基準日とする）</p> <p>④[該当する場合]有価証券報告書または監査報告書、会計参与報告書、再生手続開始又は更正手続開始の決定日を証明する書類、再生手続終結又は更生手続終結の決定日を証明する書面（いずれも写）、経理の適正を確認した旨の書類、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿</p>
------	---

注1 許可申請書及び役員の変更届の副本は、現在有効なもの全てを郵送（又は持参）してください。

注2 経営状況分析結果通知書の原本とは、分析機関の印があるものを指します。

注3 技術職員で出向社員がいる場合は、出向協定書等の事実が確認できる書類を提示してください。

注4 技術者1名につき、経営事項審査における評価対象は2業種までとなります。

注5 経営状況分析結果報告書がない場合は、原則審査しませんので、ご了承ください。

4 申請書類の入手方法

申請書類については、石川県土木部監理課のホームページに掲載してあります。

アドレス：<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/shinsei.html>

5 記入上の注意点

提出書類	項番	注 意 点
1 経営規模等評価申請書 総合評定値請求書	07 18 19	申請者が法人の場合のみ記入、株式会社は資本金をそれ以外の場合 は出資総額を記載してください。 利益額については、損益計算書の営業利益の欄の額と税申告の減価 償却実施額を記載してください。 2期平均の利益額を求めるため、最初の審査時は、2年分の確認書 類が必要となるため注意してください。 技術職員名簿に記載した、有資格技術者の人数を記載してください。
2 工事種別別完成工 事高 工事種別元受完成 工事高	32	完成工事高及び元請完成工事高については、変更届出書に添付した 工事経歴書と同一の金額を記入してください。 業種コード欄については、P21のコード表により、該当するコード を記入してください。
3 建設業の経理 その他の審査項目 (社会性等)	60 61 62	監査の受審状況について、会計監査人設置会社は「1」、会計参与設 置会社は「2」をカラムに記載してください。 「3」の経理処理の適正を確認した旨の書類の提出は、申請者が直接 雇用する公認会計士及び税理士並びに1級登録経理試験の合格者が自 らの署名を付したものを提出する場合があります。 公認会計士等の数(1級登録経理試験合格者を含む)を記載してくだ さい。 2級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度 の翌年度の開始の日から5年を経過しない者、2級登録経理講習を受講 した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年 を経過しない者又は第18条の3第3項2号ニに該当する者(2級登録 経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る) の人数の合計を記載してください。 61、62については、従来の建設業経理士についても加点が 継続されます。 該当者については、賃金台帳等で常勤性の確認を行います。
研究開発の状況	63	研究開発費については、会計監査人設置会社のみが対象となります。

提出書類	項番	注 意 点
建設機械の保有状況	64	<p>次に該当するものを保有している場合はその合計台数に応じて加点評価の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの） ・ブルドーザー（自重3トン以上） ・トラクターショベル（バケット容量が0.4m³以上） ・移動式クレーン（つり上げ荷重3トン以上） ・モーターグレーダー（自重が5トン以上） ・大型ダンプ車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもので、事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの、「営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するもの」で、表示番号の指定を受けているもの） ・ダンプ車（土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」と記載があるもの） ・高所作業車（労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に規定する作業床の高さが2メートル以上のもの） ・締固め用機械（労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げるもの） ・解体用機械（労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げるもの） <p>次の①②の書類により確認します。</p> <p>① 保有の確認書類（次のアまたはイのいずれか）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 建設機械の売買契約書</p> <p style="margin-left: 20px;">イ リース契約書（リース契約期間が審査基準日以降1年7か月以上のもの）</p> <p>② 稼動の確認書類（次のア、イ、ウのうち該当するもの）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 特定自主検査記録表（検査年月日が審査基準日から起算して1年以内のもの）</p> <p style="margin-left: 40px;">対象：ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 移動式クレーン検査証（審査基準日が有効期間内であること）</p> <p style="margin-left: 40px;">対象：移動式クレーン</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 自動車検査証（初年度登録が審査基準日以前であること。また、審査基準日が有効期間の満了する日以前であること）</p> <p style="margin-left: 40px;">対象：大型ダンプ車、ダンプ車</p> <p>※ ①②いずれについても製造メーカー、型番、製造番号、購入等業者名が確認できるものであることが必要です。</p> <p>※ ①については、売買契約書を紛失した場合、製造メーカーの発行する譲渡証明書・売買証明書・アフターサービス契約書についても同様に取り扱います。</p>

<p>国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況</p>	<p>6 5 6 6 6 7</p>	<p>審査基準日時点において、ISO9001、ISO14001の登録及び、エコアクション21の認証がある場合、加点評価の対象となります。ただし、以下の場合は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証範囲に建設業が含まれていない場合 ・ 会社単位ではなく特定の事業所単位での認証となっている場合
<p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</p>	<p>5 4</p>	<p>審査基準日が令和5年8月14日以降である申請において、追加される審査項目となります。審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しないため、<u>審査基準日が令和5年8月13日以前である申請では空欄にしてください。</u></p>
<p>4 技術職員名簿</p>	<p>8 2</p>	<p><u>技術職員1人につき2業種までの申請となります。</u> また、対象となる技術職員は<u>審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係及び雇用期間を限定することなく常時雇用されている者</u>です。 P6に記載の書類により確認します。</p> <p>ただし、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象として認められます。該当する職員については、次の①②の書類を確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 継続雇用制度の適用をうけている技術職員名簿（提出） ② 継続雇用について定めた労働基準監督署長の受付印のある就業規則又は労働協約 <p>「講習受講」欄で記載対象となる講習は、講習修了の日の属する年の翌年から5年を過ぎないものとなります。（名簿の右欄に講習受講日、監理技術者証番号を記載）</p>

第4 申請書等の記入例及び記載要領

1 経営規模等評価等申請書

様式第二十五号の十四(第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

(用紙A4)
2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 6年 6月 15日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

住所・会社名・代表者名はゴム印でも可。

金沢市鞍月1-1 日本建設株式会社
代表取締役 金沢 太郎

申請者 印

地方整備局長 北海道開発局長 石川県知事 殿

不要なものを消すこと。

該当する年度が2つ以上ある場合は、最も古い年度のものを記入する。

行政区側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	令和 〇 年 〇 月 〇 日	15
申請時	02	大臣 知事 国 交 通 大 臣 許 可 (特) 第 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号	許 可 年 月 日 令和 〇 年 〇 月 〇 日
申請時の	03	大臣 知事 国 交 通 大 臣 許 可 (特) 第 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号	許 可 年 月 日 令和 〇 年 〇 月 〇 日
審査基準日	04	令和 〇 年 〇 月 〇 日	
申請等の区分	05	〇	
処理の区分	06	0 0 〇	
法人又は個人の別	07	1 (1.法人) (2.個人)	資本金額又は出資総額 法人番号
商号又は名称のフリガナ	08	ニ ッ ポ ン ケ ン を ツ	〇 〇 〇 〇 (千円) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
商号又は名称	09	日 本 建 設 (株)	法人の種類を表す記号には、フリガナを振らない。
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	カ ナ ザ ワ タ ロ ヲ	姓と名の間は1カラム空白とする。
代表者又は個人の氏名	11	金 沢 太 郎	
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	1 7 2 0 1	市町村コード一覧(56ページ)参照
主たる営業所の所在地	13	鞍 月 1 - 1	左詰で記入し、市外局番・局番・番号はそれぞれ「-」で区切る。記入できないカラムは空白とする。
郵便番号	14	9 2 0 - 8 5 8 0	電話番号 0 7 6 - 2 2 5 - 1 1 1 1
許可を受けている建設業	15	1 2 1 1 2 1 2 1 1 2 2 2 1 1 1 1	申請時に許可を受けている建設業種を記入。一般建設業は「1」、特定建設業は「2」。
経営規模等評価等対象建設業	16	9 9 9 9 9 9	審査を受けようとする建設業のカラムに「9」を記入する。

右詰で記入し、空白のカラムを「0」で埋める。

フリガナ欄では、濁点・半濁点は「ギ」「バ」のように1文字からとして扱う。

許可換えなど前回申請時の許可番号と異なる場合のみ記入する。(更新で許可番号が変わらない場合は記入不要)

法人の種類を表す記号には、フリガナを振らない。

姓と名の間は1カラム空白とする。

左詰で記入し、市外局番・局番・番号はそれぞれ「-」で区切る。記入できないカラムは空白とする。

申請時に許可を受けている建設業種を記入。一般建設業は「1」、特定建設業は「2」。

審査を受けようとする建設業のカラムに「9」を記入する。

「2期平均」で申請する場合は、2期平均した自己資本額を記入する。

千円単位（千円未満は切り捨て）で右詰で記入し、記入できないカラムは空白とする。マイナスのときは、▲を付けて記入する（千円未満の端数は繰り下げる。例▲3.5→▲4）

「2期平均」を選択する場合のみ記入する。

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 13 (千円) 2 (1. 基準決算) 2. 2期平均

{(45,000+15,000) + (60,000+18,000)} ÷ 2年で計算する。

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

財務諸表（規則別記様式16）の損益計算書の「営業利益」の額を記入する。

千円単位（千円未満は切り捨て）で右詰で記入し、記入できないカラムは空白とする。マイナスのときは、▲を付けて記入する（千円未満の端数は繰り下げる。例▲3.5→▲4）

別紙二「技術者名簿」に記載した技術職員の合計数を記入する。

技術職員数 1 9 3 5 1 5 (人)

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 0 1

経営状況分析を受けた機関の名称 (一財)建設業情報管理センター

・法人税申告書別表16(1)及び(2)等の明細書に記載した減価償却額の合計額を記入する。
・青色申告者、白色申告者については、決算書又は収支内訳書の減価償却額を記入する。

P57「登録経営状況分析機関一覧」参照。

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由

申請書を作成した会社名・担当者氏名・連絡先を記入する。

連絡先

所属等 総務部経理課 氏名 広坂 花子 電話番号 076-123-〇〇〇〇

ファックス番号 076-123-△△△△

様式第二十五号の十四

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書」、
「建設業法第 27 条の 26 第 2 項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第 27 条の 28 の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「 地方整備局長 「国土交通大臣 「般
北海道開発局長 知事」、 特」 については、不要のものを消すこと。
知事」、
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □ □ □ □ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば □ □ 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば 甲 建設 工 業 □ □ のように左詰めで記入すること。
- 5 □ 2 「申請時の許可番号」の欄の「大臣 コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、知事」 該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば □ 0 □ 1 2 3 4 又は □ 1 月 □ 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、最も古いものについて記入すること。
- 6 □ 3 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 □ 4 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、
例えば審査基準日が令和 6 年 3 月 31 日であれば、□ 6 年 □ 3 月 □ 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 □ 5 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	コード申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 □ 6 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処 理 の 種 類
00	12 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
01	6 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例 1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和 5 年 10 月 1 日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和 6 年 3 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき (例 2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和 5 年 3 月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により令和 6 年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和 5 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で令和 6 年 3 月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	04 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和 5 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和 6 年 3 月 31 日）より前の日（令和 5 年 11 月 1 日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

様式第二十五号の十四

10 〇 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

11 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

例 〔 株 〕 〔 甲 建 設 〕
〔 乙 建 設 〕 〔 有 〕 〔 〕

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。

14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15で記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13のように記入すること。

17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように記入すること。

18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たつては、単位は千円とし、

例えば 〇 〇 〇 1 2 3 4 〇 〇 〇 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

様式第二十五号の十四

21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のコラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができるが、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22 1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23 2 0 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、

例えば0 0 0 0 0 1のように、コラムに数字を記入するに当たつて空位のコラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

2 工事種類別完成工事高

別紙一

(用紙A4)

20002

完成工事高の算定に用いた事業年度の中で最も古い開始月を記入する。

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度										計算基準の区分																	
	3	1	3	5	7	9	10	11	13	15	17	19	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	45	2	(1.2年平均) 2.3年平均											
31	0	3	1	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3年11月～4年10月 2年11月～3年10月	左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入	2年平均の場合は「1」、3年平均の場合は「2」を記入することに注意									
業種コード	3	2	0	1	0																						完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)								
工事の種類	<table border="1"> <tr> <th>完成工事高計算表</th> <th>元請完成工事高計算表</th> <th>完成工事高計算表</th> <th>元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>301,543×12/12</td> <td>301,543×12/12</td> <td>301,543×12/12</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>491,324×12/12</td> <td>491,324×12/12</td> <td>491,324×12/12</td> </tr> </table>																									完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	301,543×12/12	301,543×12/12	301,543×12/12	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	491,324×12/12	491,324×12/12	491,324×12/12	右詰で記入し、空位のカラムは空白とする。(以下同じ。)
完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表																																			
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	301,543×12/12	301,543×12/12	301,543×12/12																																			
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	491,324×12/12	491,324×12/12	491,324×12/12																																			
土木一式 工事	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150,000×12/12 170,000×12/12	150,000×12/12 170,000×12/12	「土木一式工事」を審査対象とする場合は、その完成工事高に「プレストレストコンクリート構造物工事」に係る完成工事高を含めて記入し、その次の欄には、「プレストレストコンクリート構造物工事」の完成工事高の記入を必ず行うこと。(完成工事高がない場合でも「0」を記入する。) ※専門工種概要調書の提示が必要									
プレストレストコンクリート構造物 工事	0	2	0	2	0	4	6	4	4	1	4	6	4	4	1	3	9	5	9	1	3	9	5	9	1	0	43,529×12/12 49,354×12/12	43,529×12/12 49,354×12/12										
建築一式 工事	0	5	0	1	5	4	1	5	1	3	5	0	0	2	6	4	5	0	2	3	0	0	0	0	0	0	16,354×12/12 14,476×12/12	15,000×12/12 12,000×12/12										
とび・土工コンクリート 工事	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
その他 工事	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			「その他工事」・「合計」は最後の用紙のみに記入する。									
合計	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 至 7 年 10 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月				審査対象事業年度 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 (1.2年平均) (2.3年平均)		計算基準の区分		
業種コード 3 2 0 5 1		完成工事高(千円) 6 10 15 1 3 5 0 0		元請完成工事高(千円) 16 20 25 1 3 5 0 0		完成工事高(千円) 26 30 35 36 40 45 2 3 0 0 0 2 3 0 0 0		元請完成工事高(千円)	
工事の種類 法面処理 工事		完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 12,000×12/12		元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 12,000×12/12		「とび・土工・コンクリート工事」を審査対象とする場合は、その完成工事高に「法面処理工事」に係る完成工事高を含めて記入し、その次の欄には、「法面処理工事」の完成工事高の記入を必ず行うこと。(完成工事高がない場合でも「0」を記入する。) ※専門工種概要調書の提示が必要。			
業種コード 3 2 1 1 0		完成工事高(千円) 6 10 15 3 8 5 0 0		元請完成工事高(千円) 16 20 25 1 9 0 0 0		完成工事高(千円) 26 30 35 36 40 45 3 5 4 3 9		元請完成工事高(千円)	
工事の種類 鋼構造物 工事		完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 33,200×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 43,900×12/12		元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 23,000×12/12		「鋼構造物工事」を審査対象とする場合は、その完成工事高に「鋼橋上部工事」に係る完成工事高を含めて記入し、その次の欄には、「鋼橋上部工事」の完成工事高の記入を必ず行うこと。(完成工事高がない場合			
業種コード 3 2 1 1 1		完成工事高(千円) 6 10 15 1 9 0 0 0		元請完成工事高(千円) 16 20 25 1 9 0 0 0		完成工事高(千円) 26 30 35 36 40 45 0		元請完成工事高(千円)	
工事の種類 鋼橋上部 工事		完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 23,000×12/12		元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,000×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 23,000×12/12		「鋼橋上部工事」を審査対象とする場合は、その完成工事高に「鋼橋上部工事」に係る完成工事高を含めて記入し、その次の欄には、「鋼橋上部工事」の完成工事高の記入を必ず行うこと。(完成工事高がない場合			
業種コード 3 2 1 3 0		完成工事高(千円) 6 10 15 4 5 3 0 0		元請完成工事高(千円) 16 20 25 0 0 0 0 0		完成工事高(千円) 26 30 35 36 40 45 3 3 2 9		元請完成工事高(千円)	
工事の種類 舗装 工事		完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 4,351×12/12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 4,710×12/12		元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0					
業種コード 3 3		完成工事高(千円) 3 5 10 0 0 0 0 0		元請完成工事高(千円) 13 15 20 0 0 0 0 0		完成工事高(千円) 23 25 30 0 0 0 0 0		元請完成工事高(千円) 33 35 40 0 0 0 0 0	
工事の種類 その他 工事		完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					
業種コード 3 4		完成工事高(千円) 3 5 10 0 0 0 0 0		元請完成工事高(千円) 13 15 20 0 0 0 0 0		完成工事高(千円) 23 25 30 0 0 0 0 0		元請完成工事高(千円) 33 35 40 0 0 0 0 0	
工事の種類 合計									
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))									

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年 自 3 年 5 月 至 7 年 9 月				審査対象事業年度 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月				計算基準の区分 19 (1.2年平均) 2.3年平均							
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月													
業種 コード	完成工事高(千円)				元請完成工事高(千円)				完成工事高(千円)				元請完成工事高(千円)			
3 2 2 9 0	6 10 15	16 20 25	26 30 35	36 40 45	6 10 15	16 20 25	26 30 35	36 40 45	6 10 15	16 20 25	26 30 35	36 40 45	6 10 15	16 20 25	26 30 35	36 40 45
工事の種類	完成工事高計算表				元請完成工事高計算表											
解体 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $5,000 \times 12 / 12$				審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0											
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 $5,000 \times 12 / 12$				審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0											
工事の種類	完成工事高計算表				元請完成工事高計算表											
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0				審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0											
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0				審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0											
工事の種類	完成工事高計算表				元請完成工事高計算表											
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0				審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0											
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0				審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0											
工事の種類	完成工事高計算表				元請完成工事高計算表											
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0				審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0											
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0				審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0											
3 3	その他				3 3				23 25 30 33 35 40				2 0			
工事の種類	完成工事高計算表				元請完成工事高計算表											
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $1,301 \times 12 / 12$				審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0											
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 $817 \times 12 / 12$				審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0											
3 4	合計				3 4				23 25 30 33 35 40				5 0 7 4 2 8 4 7 5 3 7 4 4 8 9 9 1 0 4 4 4 2 6 0			

審査対象の建設工事
以外の完成工事高を
記入する。

「その他工事」・「合計」は最後の
用紙のみに記入する。(完成工事高
のない場合は0を記入すること)

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度について申請する場合
自 令和05年04月～至 令和06年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの事業年度について申請する場合
自 令和05年04月～至 令和06年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和5年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和6年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自 令和05年04月～至 令和06年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和5年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和5年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自 令和05年01月～至 令和05年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和5年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和6年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自 令和05年10月～至 令和06年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和5年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和6年3月31日）より前の日（令和5年11月1日）に申請するとき
自 令和05年10月～至 令和00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。
なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。
「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

- 5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
 ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

- (1) 工事種別年間平均完成工事高は、許可を受けた建設業のうち経営規模評価の対象とする旨申出のあった建設業（以下「審査対象建設業」という。）に係る建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する営業年度の開始の日（以下「当期営業年度開始日」という。）の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高とする。ただし、審査対象建設業ごとに直前2年又は3年の年間平均完成工事高を選択できることとはせず、すべての審査対象建設業において同一の方法によること。また、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできない。
- (2) 審査対象建設業に係る建設工事が、「土木一式工事」である場合にはその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」、「とび・土工・コンクリート工事」である場合にはその内訳として「法面処理工事」、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」がそれぞれ審査される。
- なお、審査対象建設業の内訳としての「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」又は「鋼橋上部工事」の完成工事高に該当がある場合には、それぞれについて工事概要を「専門工種概要調書」に記載し、審査の際に提出してください。

専 門 工 種 概 要 調 書

（ 工事 ） （単位：千円）

工 事 名	請 負 代 金 の 額		工 事 概 要
		うち（ ）	

- (3) 契約後VEに係る工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で評価できることとする。この場合において、経営事項審査の申請者は、申請の際に契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出すること。

- (4) 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間完成工事高に含めることができる場合がある。
- (5) 当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有する者は、当該変更にかかわらず変更前又は変更後を通じた当期営業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各営業年度における完成工事高を通算すること。
- (6) 当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に他の建設業者を吸収合併した沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は、当期営業年度開始日の直前2年（又は3年）の各営業年度における完成工事高の合計額に当該吸収合併された建設業者又は当該建設業の譲渡人に係る営業期間のうち、審査基準日以前24か月又は36か月間に含まれる同一種類の建設工事に係る完成工事高の合計額を加えたものを年間平均完成工事高として算定する等の処理を行うこととなる。（詳細については問合わせ下さい）
- (7) 建設工事以外の委託業務等（樹木等の冬囲い・剪定、草刈、残土運搬、除雪、路面・側溝清掃、建設資材等の賃貸、設備等の保守点検、造林事業、設計・監理業務、測量、調査業務、建売住宅販売等）は、完成工事高に計上することはできません。（「その他工事」にも計上できません。）「兼業事業売上高」として整理してください。

各種事例

(例1) 12か月決算で2年平均の場合

決 算 期 間	完成工事高	元請完成工事高
令和5年4月～令和6年3月 (12か月)	1,600,000千円	900,000千円
令和4年4月～令和5年3月 (12か月)	1,300,000千円	700,000千円

工事種別完成工事高
工事種別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 04年04月 至 05年03月										審査対象事業年度 自 05年04月 至 06年03月										計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)	
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 4年4月～5年3月																					
業種コード 32020	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)						
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																

(例2) 12か月決算で3年平均の場合

決 算 期 間	完成工事高	元請完成工事高
令和5年4月～令和6年3月 (12か月)	1,600,000千円	900,000千円
令和4年4月～令和5年3月 (12か月)	1,300,000千円	700,000千円
令和3年4月～令和4年3月 (12か月)	1,700,000千円	800,000千円

工事種別完成工事高
工事種別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 03年04月 至 05年03月										審査対象事業年度 自 05年04月 至 06年03月										計算基準の区分 2 (1.2年平均) 3 (2.3年平均)	
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 4年4月～5年3月																					
業種コード 32020	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)						
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																

(例3) 6か月決算で3年平均の場合

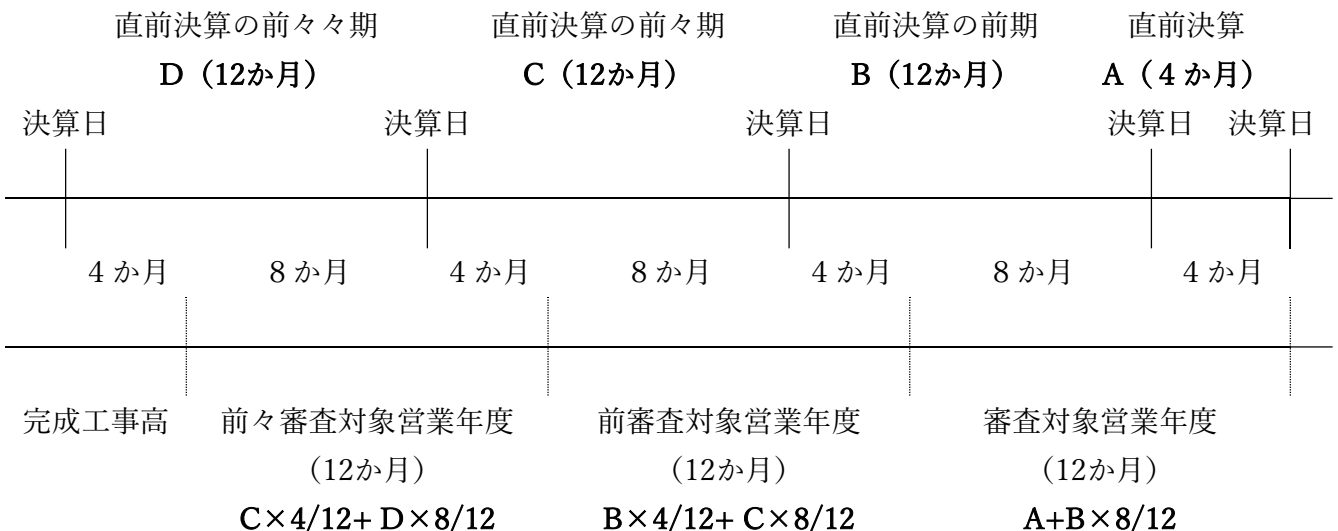
決 算 期 間	完成工事高	元請完成工事高
令和5年10月～令和6年3月 (6か月)	750,000千円	400,000千円
令和5年4月～令和5年9月 (6か月)	850,000千円	500,000千円
令和4年10月～令和5年3月 (6か月)	700,000千円	300,000千円
令和4年4月～令和4年9月 (6か月)	600,000千円	400,000千円
令和3年10月～令和4年3月 (6か月)	800,000千円	300,000千円
令和3年4月～令和3年9月 (6か月)	900,000千円	400,000千円

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分	
	自03年04月 至05年03月		自05年04月 至06年03月		2 (1.2年平均) 2.3年平均)	
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の		4年10月～5年3月 4年4月～4年9月 3年10月～4年3月 3年4月～3年9月				
業種 コード 32020	完成工事高(千円) 015000000	元請完成工事高(千円) 070000000	完成工事高(千円) 016000000	元請完成工事高(千円) 090000000		
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 700,000×6/6=700,000 前審査対象事業年度の 600,000×6/6=600,000 審査対象事業年度の前々 800,000×6/6=800,000 審査対象事業年度 900,000×6/6=900,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 300,000×6/6=300,000 前審査対象事業年度の 400,000×6/6=400,000 審査対象事業年度の前々 300,000×6/6=300,000 審査対象事業年度 400,000×6/6=400,000	750,000×6/6=750,000 850,000×6/6=850,000		400,000×6/6=400,000 500,000×6/6=500,000	

営業年度を変更したため、当期営業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各営業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、次の表及び例4、5により、各審査対象営業年度（12か月の期間）ごとに完成工事高を月数按分して算定する。

*従来の記載方法（決算期ごとに記入し、最も古い決算期のみ月数按分）から変更されています。



(例4) 決算期を変更して24か月に満たない場合 (2年平均)

決算期間	完成工事高	元請完成工事高
令和6年4月～令和6年7月 (4か月)	600,000千円	400,000千円
令和5年4月～令和6年3月 (12か月)	1,500,000千円	600,000千円
令和4年4月～令和5年3月 (12か月)	1,200,000千円	900,000千円

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自04年08月 至 05年07月										審査対象事業年度 自05年08月 至 06年07月 (1.2年平均) 2.3年平均									
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 5年4月～5年7月 4年8月～5年3月					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					6年4月～6年7月 5年8月～6年3月									
業種コード 32020	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					600,000×4/4=600,000 1,500,000×8/12=1,000,000					400,000×6/6=400,000 500,000×6/6=500,000				

(例5) 決算期を変更して36か月に満たない場合 (3年平均)

決算期間	完成工事高	元請完成工事高
令和6年4月～令和6年7月 (4か月)	600,000千円	400,000千円
令和5年4月～令和6年3月 (12か月)	1,500,000千円	600,000千円
令和4年4月～令和5年3月 (12か月)	1,200,000千円	900,000千円
令和3年4月～令和4年3月 (12か月)	1,600,000千円	1,200,000千円

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自03年08月 至 05年07月										審査対象事業年度 自05年08月 至 06年07月 (1.2年平均) 2.3年平均									
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 5年4月～5年7月 4年8月～5年3月					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 4年4月～4年7月 3年8月～4年3月					6年4月～6年7月 5年8月～6年3月									
業種コード 32020	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					600,000×4/4=600,000 1,500,000×8/12=1,000,000					400,000×6/6=400,000 500,000×6/6=500,000				

3 技術職員名簿

別紙二

当期事業年度開始日の直前1年以内に、新規に技術職員となった者に○を記載する。

(用紙A4)

2 0 0 0 5

建設業に従事する職員のうち、常勤する有資格技術者について記載する。

技術職員名簿
項番 3 5
数 8 1 0 0 1 頁

右詰で記入し、余白の欄を「0」で埋める。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8 2 0 1	1 1 0 1	1	0 5	1 1 3	1	講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
2	○	〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇 日	〇〇	8 2 0 2	1 2 0 1					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
3		〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇 日	〇〇	8 2 0 2	1 2 0 1					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
4		〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇 日	〇〇	8 2 1 1	1 1 3 1					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	18
5		〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇 日	〇〇	8 2 0 1	1 2 1 4	2	1 3	1 1 3	1	講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
6	○	〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇 日	〇〇	8 2 0 1	1 1 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	30
7		〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8 2 0 1	1 1 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
8		〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8 2 0 5	1 7 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
9		〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8 2 0 1	1 1 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
10		〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8 2 0 1	1 1 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
11	○	〇〇 〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8 2 0 1	1 1 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
12		〇〇 〇〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	8 2 0 1	1 1 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
13		〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇 日	〇〇	8 2 0 1	1 1 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
14		〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇 日	〇〇	8 2 0 1	1 1 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
15		〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇 日	〇〇	8 2 0 1	1 1 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
16		〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇 日	〇〇	8 2 0 1	1 1 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
17		〇〇 〇〇〇	年 月 日	〇〇	8 2 0 1	1 1 3 2					講習受講日平成〇〇年〇月〇〇日 監理技術者証番号〇〇〇〇〇〇号	0
18	<p>注意点①</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術職員1人につき2業種までの申請になります。 1つの資格から2業種の選択は可能。(「通番1」参照) 2つの資格からそれぞれ1業種の選択も可能。(「通番9」参照) <p>(技術職員1人につき、同じ業種コードを重複して記入することはできません)</p>											
19	<p>注意点②</p> <ul style="list-style-type: none"> 「講習受講」の欄について <p>申請する業種について、次の①から③の要件をすべて満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入してください。</p>											
20	<p>①法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)</p>											
21	<p>②監理技術者資格者証の交付を受けていること</p>											
22	<p>③法第26条の4から6の規定による講習を、審査基準日より前の日付で、講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年以内に受講していること</p>											
23	<p>(例) 監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から5年</p>											
24	<p>R1.5.30 講習受講 R2.1.1 講習受講の翌年開始日 R6.5.29 審査基準日 R6.12.31</p>											
25	<p>有効期間(5年+α)</p>											

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば, 12枚目であれば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選り該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木一式工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築一式工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工・コンクリート工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
010	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

建設業法で規定する技術職員

(1) 法第7条第2号イに該当する者

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上の実務の経験を有する者、又は高等専門学校を卒業した後3年以上の実務の経験を有する者で、在学中に（表－1）に掲げる学科（指定学科という。）を修めた者など。

ア 職業能力開発促進法に基づく職業訓練校における履修は、指定学科に含まれませんので、法第7条第2号イに該当する者とはなりません。

イ 業種ごとに指定学科は定められております。（表－1）を確認し、修めた学科と経験した実務とを考慮のうえ、法第7条第2号イに該当するかどうか判断してください。

（例）大学で土木工学を修めた後建築工事に関して3年の実務経験を有していても、法第7条第2号イに該当する者とはなりません。

(2) 法第7条第2号ロに該当する者

許可を受けようとする業種の建設工事に関し、10年以上の実務の経験を有する者。

(3) 法第15条第2号ハに該当する者

法第15条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者として国土交通大臣の認定を受けている者。

(4) 令第28条に該当する者

主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者。

ア 一級技士補とは、技術検定における一級の第一次検定合格者のことを指します。

イ 主任技術者となる資格については、2級施工管理技士の資格者証、又は実務経験証明書にて確認します。

(5) 法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者

P32からの業種別技術職員コードに記載する技術職員資格コード111～298の国家資格者及び同コード061～099、703、704に該当する者。

ア 免許等を取得した後実務経験を必要とするもの（第二種電気工事士、2級技能士等）がありますので、免許取得年月日に注意してください。

（例）電気工事に関して7年の実務経験を有する者が第二種電気工事士の免状を取得した場合であっても、免状取得後3年の実務経験を経た後に該当者となります。

イ 法改正以前の電気工事士免状は、第二種電気工事士免状とみなされます。

ウ 技士補（技術検定における一級・二級の第一次検定合格者）については、実務経験が必要となります。実務経験については実務経験証明書にて確認します。詳しくはP30をご確認ください。

専任技術者要件の緩和に係る加対象技術者の拡大

令和5年7月に施行された建設業法施行規則の改正により、下記のとおり建設業許可の専任技術者要件が緩和されました。これに伴って、経営事項審査で加点される対象も拡大されます。

なお、今回の要件緩和については審査基準日が令和5年7月1日以降の申請で適応されます。

1. 要件緩和の概要

以下の表に掲げる検定種目に係る一級（二級）の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学（二級の場合は高等学校）において同表に掲げる学科を卒業した者と同様、その合格後3年（二級の場合は5年）の実務経験を有することで、一般建設業許可の専任技術者要件（法第7条第2号ハ）を満たすこととなります。

なお、本要件緩和は指定建設業（※）及び電気通信工事業以外の建設業において適用されます。

※法第15条第2号ただし書の政令で定める建設業

土木工事業・建築工事業・電気工事業・管工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業・造園工事業

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

◇機械器具設置工事業における例（改正前後の比較）

（改正前）

建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業生以外は10年の実務経験が必要

（改正後）

指定学科の卒業生以外であっても、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定いずれかの第一次検定合格により、合格後3年（1級）又は5年（2級）の実務経験に短縮可能

2. 経審での取り扱いについて

上記の表に掲げる検定種目に係る一級（二級）の第一次検定又は第二次検定に合格し、所定の実務経験を有している技術者の評点は1点となります。

各技士補の対応業種についてはP32からの業種別技術職員コード表をご確認ください。

(表一) 指定学科

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

「5」…5点 又は 6点 ※講習受講者(技術職員区分:1級) 「4」…4点(技術職員区分:監理補佐) 「3」…3点(技術職員区分:基幹技能者)
 「2」…2点(技術職員区分:2級) 「1」…1点(技術職員区分:その他) 「1※」…1点(実務経験3年) 「1○」…1点(実務経験5年)

コード		建設業の種類																																
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
061	地すべり防止工事 【1年】						1	1																				1						
040	基礎ぐい工事					2	2																											
062	建築設備士 【1年】									1	1																							
063	計装 【1年】									1	1																							
060	解体工事																																	2
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	3	3		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
その他	099 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11～98に該当するものを除く)及び第4号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。

- 注1 確認資料として、1級技術検定の1次試験合格証明書＋主任技術者相当の資格者証が必要。
- 注2 平成27年度までに実施した試験の合格者に対しては、試験合格後における解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習の修了が必要。
- 注3 試験合格後における解体工事に関する実務経験1年以上、または登録解体工事講習の修了が必要。
- 注4 工事担任者:令和3年4月1日以降に、試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けたものに限る。
- 注5 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。
- 注6 鉄工:昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限る。
- 注7 鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限る。
- 注8 板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はない。
- 注9 土木:昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。

4 その他の審査項目

別紙三

(用紙A4)
200004

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 1 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 1 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 1 2 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 1 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保 1 1 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数 9 6 (単位)

技能レベル向上者数 1 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 1 1 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 3 2 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 3 2 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 1 1 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設業の営業継続の状況

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適応(審査対象期間外は加点要件を満たしている場合でも加点評価されないため空欄で提出)。措置が必要な工事や必要な措置については記載要領参照。

営業年数 5 2 9 (年)

生活又は会社更生法の適用の有無 2 2 [1.有、2.無]

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 1 1 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 2 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 2 2 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況 4 4 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 1 1 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 1 1 (人)

研究開発の状況

上記「監査の受審状況」の欄において「1」を記載した事業者が対象となる。それ以外は「0」を記入する。

研究開発費(2期平均) 0 (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 1 (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無

エコアクション21の認証の有無 1 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 1 1 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 1 1 [1.有、2.無]

別紙二「技術職員名簿」のみの場合はそのCPD単位の合計を、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」がある場合にはCPD単位の総計を記入する。

様式第5号「技術者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に○印が記載されている者の合計を記入する。

別紙二「技術職員名簿」と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者数を記入する。

様式第5号「技能者名簿」技術者として氏名を記載した者の合計を記入する。

様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に○印が記載されている者の合計を記入する。

基準適合一般事業主認定通知書等で確認する。

右表内の「初めて許可(登録)を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間は除く)」を記入する。平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数を記入する。

審査基準日の直前1年以内に建設業法に基づく監督処分(営業停止、指示処分)を受けている場合には「1」を記入する。それ以外は「2」を記入する。

従来の建設業経理士についても加点が継続されます。1級は「公認会計士等の数」、2級は「2級登録経理試験合格者等の数」に記入する。

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械は当該施行令表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」と記載があるもの、ダンプ規制法に規定する大型ダンプであって、事業の種類を建設業として届け出、表示番号の指定を受けているもの又は、「営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するもの」で、表示番号の指定を受けているもの(大型ダンプ車)並びに労働安全衛生法施行令に規定する移動式クレーン、高所作業車、締め用機械及び解体用機械について、台数の合計を記入すること。

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
15 (人)	3 (人)	20.0

若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	6.6

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
3年 5月 10日	2年 0か月	平成5年4月1日法人化

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。
また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 11 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 12 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。

様式第二十五号の十四 別紙三

- 13 ⑤②「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 14 ⑤③「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 15 ⑤④「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 ⑤⑤「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 ⑤⑥「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 ⑤⑦「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 ⑤⑧「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 ⑤⑨「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 ⑥⑩「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 ⑥①「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 ⑥②「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 24 ⑥③「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 25 ⑥④「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 ⑥⑤「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。

様式第二十五号の十四 別紙三

27 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

28 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

5 CPD単位を取得した技術者名簿

様式第4号

(用紙A4)

6年 4月 1日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	18
2	<p>(例)「(一社)交通工学研究会」に31単位の取得を認められた場合、 $31 \div 50$ (告示別表第18の右欄に掲げる数値) $\times 30 = 18.6$ 上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合にはこれを切り捨てるため、18となる。</p>		
3			
4			
5			
6			
7			
8	<p>(例)「(一社)全国土木施工管理技士会連合会」に25単位の取得を認められた場合、 $25 \div 20$ (告示別表第18の右欄に掲げる数値) $\times 30 = 37.5$ 上記算式で計算される各技術者のCPD単位数の上限は30であるため、30となる。</p>		
9			
10			
11			
12			
別紙二「技術職員名簿」のCPD単位取得数の合計を記載			
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			48
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			48
CPD単位総計 (①+②)			96

項番61のCPD単位取得数

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタント協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

6 技能者名簿

6 様式第5号

(用紙A4)

令和6年 4月 1日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象					
1	□□ □□	昭和□年□月□日	↑令和5年5月1日	○						
2	審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価を受けた場合、その評価日を記載する。									
3										
4	□□ □□	昭和□年□月□日	↑令和3年7月1日		○					
5	審査基準日以前3年間にレベル4以上の評価を受けた場合、その評価日を記載する。									
6										
7	□□ □□	昭和□年□月□日								
認定能力評価基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。 (対象期間中にレベル1となった者はレベル向上対象とはなりません。)										
合計				1 (人)	1 (人)					

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

7 公認会計士等名簿

公 認 会 計 士 等 名 簿

申請者 石川建設(株)

頁 数 1 頁

No	氏 名	生 年 月 日	等 級	技術職員
1	石川 太郎	SO.O.O	1級	
2	金沢 花子	SO.O.O	2級	○
3	加賀 匠	SO.O.O	会計士補	○
4	能登 建	HO.O.O	税理士	
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(記載要領)

- 1 この名簿は、別紙三の公認会計士等に該当する者がある場合に、その者の氏名等を記載すること。
- 2 頁数の欄は、公認会計士等名簿の枚数を通し番号で記入すること。
- 3 等級の欄は、公認会計士等については保有する等級を記載し、その他の資格等（公認会計士、会計士補及び税理士）を有する者については資格等の名称を記載すること。
- 4 技術職員は、記載する者のうち技術職員名簿にも記載される者について○印を付すこと。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

第5 特殊な経営事項審査について

◆ 完成工事高を工事進行基準により計上する場合について

完成工事高を工事進行基準により計上する場合は、以下の点に注意してください。

- ① 経営事項審査上で計上する完成工事高と、納税申告における完成工事高(売上高)が一致すること。
- ② 工事進行基準を適用する工事につき、工事経歴書の「請負代金の額」を2段書きすること。

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にI印を記 主任技術者 監理技術者)		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月
石川県	元請		〇〇建築工事	石川県金沢市	石川 太郎		120,000千円 (90,000千円)	千円	令和3年5月	令和4年8月

請負代金の額は、
上段に契約額
下段に今回の計上額を括弧書きで記載してください。

◆ 以下の事例があった場合、経営事項審査を申請する前に石川県土木部監理課建設業振興グループ(076-225-1712)にご相談ください。来庁される場合は、事前に電話でご連絡ください。

(1) 合併等があった場合

- ① 合併
- ② 営業譲渡
- ③ 分社

(2) 経営再建があった場合

- ① 会社更生
- ② 民事再生
- ③ 特定調停

(3) 申請者が外国子会社を有し、その実績を経営事項審査で評価を受けたい場合

※ なお、大臣許可については国土交通省で審査を行うので、国土交通省北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課(電話025-370-6571)に連絡してください。

● 必要書類

(1) 合併・営業譲渡・分社があった場合の経審の申請に必要な書類

書 類 名		注 意 事 項
提出 ・ 提示 書 類	①通常を受審時に必要な書類	申請書、手数料、法人税確定申告書一式及び消費税確定申告書、消費税納税証明書、許可申請書の副本（新規、更新、業種追加申請等）、経営状況分析結果通知書
	②合併・営業譲渡・分社契約書	
	③商業登記簿謄本	登記事実があった場合
	④財務諸表（当期・前期二期分）	
	⑤修正財務諸表が適正である旨の公認会計士等の証明（原本）	
	⑥工事請負契約書	合併の場合は、消滅会社の分も持参すること。
	⑦元の会社の工事経歴書	
	⑧審査基準日前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係及び雇用期間を限定することなく常時雇用されている者	
	⑨技術者の資格検定合格証等	審査基準日現在のもの

(2) 経営再建があった場合の経営事項審査の申請に必要な書類

書 類 名		注 意 事 項
提出 ・ 提示 書 類	①通常を受審時に必要な書類	申請書、手数料、法人税確定申告書一式及び消費税確定申告書、消費税納税証明書、許可申請書の副本（新規、更新、業種追加申請等）、経営状況分析結果通知書
	②経営再建の事実確認ができる書類	裁判所に提出した書類及び裁判所から発行された書類
	③財務諸表（当期・前期二期分）	
	④修正財務諸表が適正である旨の公認会計士等の証明（原本）	
	⑤工事請負契約書	前回経審受審時から、今回審査基準日までのもの
	⑥審査基準日前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係及び雇用期間を限定することなく常時雇用されている者	
	⑦技術者の資格検定合格証等	審査基準日現在のもの

※合併、再建等の経営状況分析申請に必要な書類→登録経営状況分析機関に問い合わせてください。

第6 審査結果の公表

- 1 公表の場所 石川県行政情報サービスセンター
金沢市鞍月1-1 県行政庁舎 1階
- 2 公表の方法 閲覧(申請書は不要)、有料でコピー可
- 3 公表の時期 経営規模等評価結果等の通知書の発行後、1か月間の据え置き期間を設けて公表
- 4 公表の内容 申請者に発行する経営規模等評価結果等の通知書と同様の内容
- 5 その他 一般財団法人建設業情報管理センターのホームページでも閲覧可能
(アドレス <http://www.ciic.or.jp/>)

第7 再審査の申立

経営規模等評価の結果について異議がある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、評価の結果の通知の日から30日以内に再審査を申し立てることができます。

また、経営規模等評価の基準が改正された場合において、改正前の評価方法に基づく評価の結果の通知を受けている建設業者は、当該改正の日から120日以内に再審査を申し立てることができます。

なお、これらの再審査の申立の対象となる評価の結果の通知に併せて総合評定値を通知している場合は、再審査の結果の通知に併せて総合評定値を通知することとし、その際の総合評定値の通知に係る手数料は、無料とします。

第8 結果等通知後の再申請

結果等の通知後に評価等対象建設業の業種を追加して再申請する場合には、追加業種1業種につき11,000円(1業種増すごとに2,500円を加算した額)(総合評定値を請求する場合)の手数料を納付のうえ再申請することができます。

第9 虚偽申請者の罰則及び行政処分について

経営事項審査において、申請書類に虚偽の記載をして提出した者や審査に必要な報告をせず、もしくは資料を提出せず又は虚偽の資料を提出した者は、建設業法違反として、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金もしくは懲役及び罰金の両方が課せられる場合があります。（建設業法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条）

また、完成工事高の水増し等の虚偽申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、発注者が資格審査に用いた場合等には、許可行政庁により指示又は営業停止（行政処分）に処されます。（建設業法第28条第1項第2号、第28条第3項）

第10 経営事項審査結果（経営規模等結果通知書）証明について

経営事項審査結果通知書は再発行していません。

この通知書を紛失・破損した場合で入札参加資格審査申請のために必要な時は、証明書の発行を申し出ることができます。ただし、証明を申し出ることができるのは、石川県知事許可業者だけで、主たる営業所が石川県内にある大臣許可業者は申請できませんので、ご了承ください。

経営事項審査結果証明については、県内一律石川県庁のみで行っております。申請の手続きについては以下のとおりとなります。

1. 法人においては代表者印、個人においては認印を持参の上、石川県庁行政庁舎1階行政情報サービスセンターにて閲覧されている「経審結果の写し」を証明必要分+1通コピー（手数料がかかります。）してください。
2. 事前に証明手数料（1通につき380円）を県証紙にて購入してください。
（県庁内では、2階売店もしくは営業時間中であれば北國銀行でも購入できます。）
3. 15階土木部監理課建設業振興グループに「経審結果の写し」、証明手数料を持参して証明を受けてください。

第 1 1 経営事項審査の郵送受付について

経営事項審査の受付は、原則郵送です。送付方法等については、次のとおりです。

1 提出方法

管轄の土木事務所のへ郵送してください。また、送付にあたっては、封筒表面に、事業所名、許可番号、経営事項審査申請書類が同封されている旨を記載してください。

※ 審査手数料（石川県証紙）を含む申請書類を郵送する場合は、書留（簡易書留を含む）またはレターパック（赤）により送付してください。

※ 個人情報を含む書類を郵送する場合は、書留（簡易書留を含む）またはレターパックによることをお勧めします。

- 郵便事故等により書類が県に到達しない場合については、申請者の責任とさせていただきます。
- 副本がお手元に届く前に県から書類の内容について、確認の連絡をすることがあります。
- 送付については、事業者ごとに送付いただくよう御協力をお願いします。別の事業者の書類等や、許可関係書類との合封は御遠慮ください。

2 郵送受付に必要な申請書類及び添付書類

- 経営事項審査に係る連絡票 1 枚
- 経営事項審査関係書類 郵送前確認票 1 枚
- 申請書類 正・副・写 各 1 部
- 添付書類 1 部
- 確認書類 1 部

※ 確認書類は、全て写を添付してください。

特に、預金通帳や資格者証の原本送付はお控えください。

- 返信用封筒またはレターパック 副本返送用 1 通

3 郵送受付における留意点

- 郵送にあたっては、「経営事項審査に係る連絡票」及び「郵送前確認票」を書類の一番上に添付してください。当該様式は県監理課ホームページからダウンロードできます。また、連絡票には確認・補正等に対応していただける方の連絡先をご記入ください。
- 必要な決算報告が提出されていない場合、受付はできません。

4 補正及び副本等の返送

- 不足・追加書類等は、各土木事務所が指定する期限までに郵送等でご提出ください。
- 補正不能な不備があり、受付できないと判断された場合は、いったん書類をお返しすることになりますので、ご承知おきください。
- 確認書類については、審査終了後、ご返却いたします。
- 郵送による返送を希望される場合は、返信用封筒（切手が貼付されたもの）またはレターパックを同封してください。
※返信先の宛名を記載してください。返送に必要な費用（切手等）は提出者の負担となります。（切手等の貼付がないなど、費用をご負担いただけない場合は、窓口での返却となります。）

5 結果通知の送付時期

毎月 15 日（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）を締め日とし、その日までに受付した申請については、翌月末までに結果通知を発送します。ただし、修正点や不足書類等のご連絡に回答がない場合は、結果通知が遅れることとなりますので、ご注意ください。

なお、書類の受付日は発送日ではなく、県への到達日となりますので、発送は余裕を持って行ってください。

6 郵送による提出が困難な場合

やむを得ない事情で持参される場合は、「3 郵送受付に必要な申請書類及び添付書類」に記載の書類を、土木総合事務所の窓口を持参してください。持参される場合であっても、原則として、対面審査は実施せず、書類をお預かりのうえ、審査終了後、返却いたしますのでご了承ください。

なお、往復ハガキによる審査の申し込みは不要です。

【送付先・問合せ先】

窓口	所在地	電話番号	所管区域
南加賀土木総合事務所 庶務課 事業係	〒923-0811 小松市白江町り 61-1	0761-21-3333	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川土木総合事務所 庶務課 事業係	〒920-2113 白山市八幡町イ 20	076-272-1188	白山市、野々市市
県央土木総合事務所 庶務課 事業係	〒920-8214 金沢市直江南 2-1	076-239-3901	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
中能登土木総合事務所 庶務課 事業係	〒926-8586 七尾市本府中町ソ 27-9	0767-52-5100	七尾市、羽咋市、中能登町、宝達志水町、志賀町
奥能登土木総合事務所 庶務課 事業係	〒928-0001 輪島市河井町 22 部 1-1	0768-22-0567	輪島市、珠洲市、能登町、穴水町

【問合せ先】

石川県 土木部 監理課 建設業振興グループ TEL：076-225-1712

※大臣許可業者の問合せ先

北陸地方整備局建政部計画・建設産業課建設業係 TEL：025-370-6571

経営事項審査に係る連絡票

令和3年度より郵送による受付を実施します。原則として、対面審査は行わず、書類の補正等は、電話またはファックスで御連絡しますので、次の項目への御記入をお願いします。

○ 送付日

○ 商号又は名称

○ 許可番号

○ 審査基準日

○ 氏名（書類の修正等に対応できる方）

○ 電話番号

○ ファックス番号

注意点

- ・修正点や不足書類等の御連絡に応答がない場合は、経営事項審査の結果通知が遅れることとなりますので、ご注意ください。
- ・収入証紙の金額が不足している場合は、收受することができません。

経営事項審査関係書類 郵送前確認票

商号(名称)	
--------	--

同封した書類に☑してください。

1	経営事項審査に係る連絡票	□	-
申請書類 (正・副・写 各1部)		提出の有無	
		有	無
2	経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書	□	-
3	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	□	-
4	技術職員名簿 [講習受講欄に1又は2を必ず記載]	□	-
5	その他の審査項目(社会性等)	□	-
6	経営状況分析結果通知書 ※正本には 原本 を添付	□	-
7	公認会計士等名簿(該当する場合のみ添付)	□	□
8	CPD単位を取得した技術者名簿(該当する場合のみ添付)	□	□
9	技能者名簿(該当する場合のみ添付)	□	□
10	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	□	□
添付書類 (1部)		提出の有無	
		有	無
11	石川県証紙貼付票(県様式)	□	-
12	委任状(代理申請のみ)	□	-
確認書類(1部)		提出の有無	
		有	無
13	許可申請書の写又は副本 ※受付印のあるもの	□	-
14	直前の営業年度終了の変更届出書の写又は副本 ※受付印のあるもの (継続して経審を受審していない場合: 工事種類別完成工事高が2年平均であれば2年分、3年平均であれば3年分)	□	□
15	前回の経営事項審査申請書 ※受付印のあるもの	□	□
16	法人税申告書別表1(1)、4、16(1)(2) ※個人の場合は所得税青色申告決算書 または 確定申告書	□	□
17	消費税確定申告書、消費税納税証明書	□	□
18	工事経歴書(審査対象事業年度に係る決算報告を提出している場合は省略可)	□	-
19	工事経歴書に記載されている 請負代金の大きい上位3件の工事(申請業種毎) に係る契約書など工事施工を証する書面 ※元請・下請の別にかかわらず、請負代金の大きい工事が対象	□	□
20	【雇用保険加入】雇用保険被保険者証 または 雇用保険被保険者資格取得等確認書	□	□
21	【健康保険及び厚生年金保険加入】健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書 ※建設国保の場合は保険料納入告知書	□	□
22	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査申請用)	□	□
23	中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面又は 労働基準監督署長の印のある就業規則又は厚生年金基金への加入を証明する書面など	□	□
24	法定外労働災害保険の加入証明書または保険会社の保険証書	□	□
25	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、次世代育成支援対策推進法に基づく認定及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得していることを証する書面(基準適合一般事業主認定通知書等)	□	□
26	防災協定証明書	□	□
27	有価証券報告書又は監査報告書、会計参与報告書、経理処理の適正を確認した旨の書類に自ら署名を付したものの	□	□
28	建設機械の売買契約書 または リース契約書	□	□
	建設機械に係る特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証 または 自動車検査証	□	□
29	ISO9001及びISO14001に登録されていることを証明する書面	□	□
30	エコアクション21に認証されていることを証明する書面	□	□

確認書類(1部)		提出の有無	
		有	無
技術職員名簿			
31	【審査基準日前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を確認する書類】 次のいずれか一つ ①事業所の名称が記載された健康保険被保険者証 ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ③賃金台帳(審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	【常時雇用の確認書類】 次のいずれか一つ ①健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書 ②住民税特別徴収税額通知書 ③賃金台帳(審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	資格の確認書類 ※過去の審査で提出している場合は省略可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	基準日以前1年間に取得したCPD単位数を証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	継続雇用制度の適用を受けている職員であることを証明する書面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	継続雇用制度について定めた労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公認会計士等名簿			
36	登録経理試験の合格証または建設業経理事務士検定試験合格証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	登録経理講習の修了証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	【常時雇用の確認書類】 次のいずれか一つ ①健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書 ②住民税特別徴収税額通知書 ③賃金台帳(審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
CPD単位を取得した技術者名簿・技能者名簿			
39	基準日以前1年間に取得したCPD単位数を証する書類(技術者のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40	基準日以前3年間に能力評価基準によりレベル2以上の評価を受けたことを証する書類(技能者のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
41	基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けたことを証する書類(技能者のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42	審査基準日において稼働しており、施工体制台帳の作成義務がある工事に係る作業員名簿(技能者のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
43	【審査基準日前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を確認する書類】 次のいずれか一つ ①事業所の名称が記載された健康保険被保険者証 ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ③賃金台帳(審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
44	【常時雇用の確認書類】 次のいずれか一つ ①健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書 ②住民税特別徴収税額通知書 ③賃金台帳(審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
45	返信用封筒(切手が貼付されたもの)またはレターパック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【参考】 7 市町村コード一覧表

コード	市町村名	コード	市町村名
17201	金沢市	能美郡	
17202	七尾市	17324	河北町
17203	小松市	河北郡	
17204	輪島市	17361	津幡町
17205	珠洲市	17365	内灘町
17206	加賀市	羽咋郡	
17207	羽咋市	17384	志賀町
17209	かほく市	17386	宝達志水町
17210	白山市	鹿島郡	
17211	能美市	17407	中能登町
17212	野々市市	鳳珠郡	
		17461	穴水町
		17463	能登町

2 登録経営状況分析機関一覧

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
3			
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
6			
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)日本建設業経営分析センター	福岡県北九州市小倉南区葛原本町6-8-27	093-474-1561
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

直近の主な改正事項について
(次ページより、国土交通省公表資料)

経営事項審査の主な改正事項

(令和5年1月1日・一部令和4年8月15日改正)

【令和5年1月1日改正】

- (1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観
 - 1 W1-9 ワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する取組の審査基準及び評価点
 - 2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
 - 3 W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容
 - 4 W7 建設機械の保有状況の改正内容
 - 5 W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

【令和4年8月15日改正】

- (2) その他改正事項(監理技術者講習受講者の経審上の加点関係)

(1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

○ 現行の「労働福祉の状況(W1)」、「若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況(W9)」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)」に新設した「ワーク・ライフバランスに関する取組の状況」「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することとした。

○ また、「建設機械の保有状況(W7)」及び「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」の加対象を拡大・追加することとした。

【改正前】

項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法延外労災制度の加入状況	15
W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加算)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①ISO9001	5
②ISO14001	5
W9 若年技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
合計(最高点)	217

W1に再編

【改正後】

項目	評点(最大)
W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	(77)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法延外労災制度の加入状況	15
⑦若年技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15
W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種の他に加対象を拡大)	15
W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①品質管理に関する取組(ISO9001)	5
②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)	5
追加	(EA2.1は3点)
合計(最高点)	237

Wの素点が大きく増加することから、総合評定値P点への換算式を変更。(詳細は(1)-3参照)

(1)-1 W1-9 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(新設)

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 内閣府による「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)に基づき、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとする。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし (第3段階)	4
	えるぼし (第2段階)	3
	えるぼし (第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
	ユースエール	4
若者雇用促進法に基づく認定		

(例)
 「プラチナえるぼし認定」 を取得している場合
 「トライくるみん認定」 を取得している場合
 「ユースエール認定」
 ⇒ 配点の高い「プラチナえるぼし」を評価し5点

取得している認定のうち
最も配点の高いものを評価
(最大5点)

※ 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等により認定の取得状況を確認する

※ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加算対象としない

(1)-2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(新設)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③ 災害応急工事

(工 事 一 件 の 請 負 代 金 の 額 が 500 万 円 (建 築 一 式 工 事 の 場 合 は 1,500 万 円) に 満 た 不 い 工 事)

(建 築 一 式 工 事 の う ち 面 積 が 150㎡ に 満 た 不 い 木 造 住 宅 を 建 設 す る 工 事)

(防 災 協 定 に 基 づ く 契 約 又 は 発 注 者 の 指 示 に よ り 実 施 さ れ た 工 事)

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

62

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加 点 要 件		評 点
審査対象工事のうち、 <u>民間工事を含む全ての建設工事</u> で該当措置を実施した場合		15
審査対象工事のうち、 <u>全ての公共工事</u> で該当措置を実施した場合		10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

(1)-3 W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

○ W1-10に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加する。

※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない

○ 当該項目追加に合わせて、P点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を以下のように変更することとする。

現行

$$\frac{1,900}{200}$$

(P点に占めるウェイト: 14.32%)

施行日(令和5年1月)以降

※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加

$$\frac{1,900}{200}$$

(P点に占めるウェイト: 14.59%)

CCUSの導入状況の審査項目追加後

※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加

$$\frac{1,750}{200}$$

(P点に占めるウェイト: 14.40%)

※現行を維持した場合のウェイト: 15.44%

係数変更による影響例

	2023/3期
W点の合計値	100
(W)	950
(P)への換算値	142.5

$$\frac{1900}{200} \times 0.15$$

係数の変更



	2024/3期
W点の合計値	100
(W)	875
(P)への換算値	131.25

$$\frac{1750}{200} \times 0.15$$

○ W点の変更がなかった場合を仮定 (W点各項目合計100点)

○ 新設されるW1-⑨、⑩による加点がなかった場合には、P点は、約11.25点下がることとなる。

参考 現行のP点(総合点)への換算式

(W) = W点項目ごとの合計点数 × 係数 $1900/200$

(P) = (X1) × 0.25 + (X2) × 0.15 + (Y) × 0.20 + (Z) × 0.25 + (W) × 0.15

(1)-4 W7 建設機械の保有状況の改正内容

令和5年1月1日以降の申請で適用

○地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(※)・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加算評価している。

※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加算

○現在の加算対象に加え、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加算対象となっていない建設機械が存在しており、災害対応力を適正に評価するため、加算対象建設機械を拡大

法令根拠

機種

検査方法

建設機械抵当法 施行令	シヨベル系掘削機	特定自主検査
	ブルドーザー トラクターシヨベル モーターグレーダー	
安衛法施行令	移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)	製造時検査又は性能検査
ダンプ規制法	大型ダンプ(土砂の運搬が可能な最大積載量5t以上)	自動車検査

従来の加算対象



道路運送車両法	ダンプ (土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプフルトラレーラ」「ダンプセミトラレーラ」	自動車検査
安衛法施行令	締固め用機械	特定自主検査
	解体用機械 高所作業車(作業床の高さ2m以上)	

追加される建設機械

(1)ー5 W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 環境への配慮に関する取組として、国際標準化機構が定めた規格によるISO14001の登録状況を評価しているところ、脱炭素化に向けた取組が加速する中、環境問題への取組を適切に評価する観点から環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況を加点対象に追加することとした。
- エコアクション21はISO14001に比べ、認定にあたっての審査基準が少なく、また認証手続も簡便であることから、ISO14001の5点より下位の3点とし、いずれの認証も取得している場合には、これらの評点の合算は行わないこととする。

○ W8における各認証の配点

取組	認証名	配点
品質管理	ISO9001	5
環境配慮	ISO14001	5
	エコアクション21	3

※エコアクション21についても国際標準化機構が定めた規格による登録と同様に、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合には加点しない

○ 認証の取得状況によるW8の配点表

	ISO9001登録有	ISO9001登録無
ISO14001登録有	10点	5点
ISO14001登録無	8点	3点
	5点	0点

(2) 監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正

令和4年8月15日以降の申請で適用

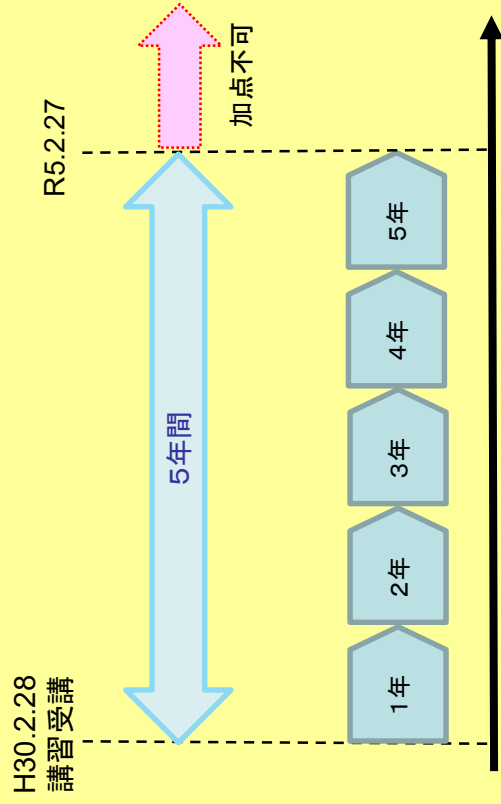
- 技術力(Z)の項目において、監理技術者の講習受講者を加点対象としているところ、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と経審上加点可能な期間にずれが生じていた
- 加点可能な期間を「講習修了の日の属する年の翌年から5年間」とした
- この改正は、令和4年8月15日以降の申請に適用する

(例)H30年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】

監理技術者講習受講から5年間加点可能
= H30.2.28 ~ R5.2.27

66



【改正後】

監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から
5年間加点可能
= H30.2.28 ~ R5.12.31

